

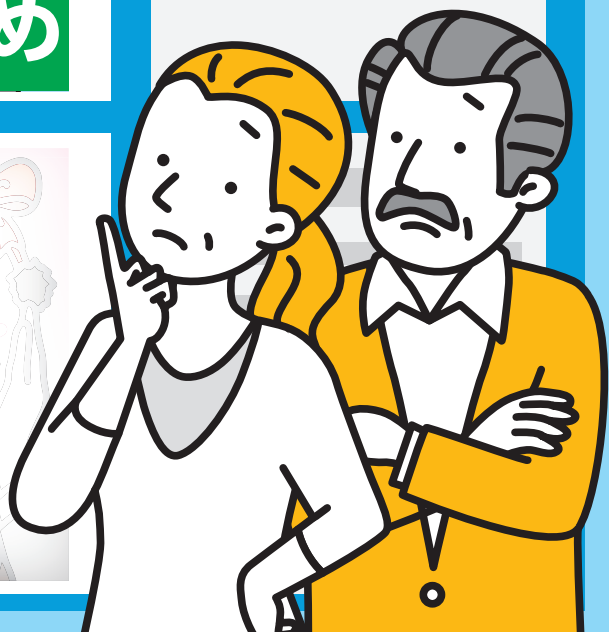
ポスターの「品位保持」のため 公職選挙法が改正されました。

選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載します。



選挙
ポスター掲示場

選挙運動用ポスターには、品位を損なう内容を記載してはいけません。



公職選挙法の改正内容

- ポスターの記載に関する義務の新設（法第144条の4の2）
 - ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
 - 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないこと。
- ポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（法235条の3第2項）
 - ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。
- 施行期日等

上記改正は、令和7年5月2日から施行され、施行の日以後、その期日を公示又は告示される選挙について適用されます。

令和7年4月2日、「公職選挙法の一部を改正する法律」（令和7年法律第19号）が成立し、公布されました。

この改正は、最近における選挙運動用ポスターをめぐる状況に鑑み、選挙の適正な実施の確保に資するための措置を講ずることを目的として行われました。